

旦那（配偶者）の 扶養から外れる 要点・手続き 簡単まとめ図解

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

旦那（配偶者）の扶養から外れる 要点・手続き 簡単まとめ

社会保険の扶養から外れる主な条件

被扶養者の年収が以下の基準を超えると、社会保険の扶養から外れる可能性があります。

130万円の壁

配偶者の年収が130万円以上になると、原則としてご自身で社会保険に加入する必要があります。

106万円の壁

年収130万円未満であっても、以下の要件をすべて満たす場合は、社会保険の加入義務が生じます。

- | | |
|--|-----------------------|
| 1 学生ではない | 2 週所定労働時間20時間以上 |
| 3 月額賃金8.8万円以上（年額約106万円） | 4 雇用期間が2ヵ月を超えて見込まれること |
| 5 被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時51人以上の事業所で雇用されていること | |

雇用主（人事労務担当者）が行う手続き

従業員が扶養から外れる場合、扶養者の勤務先と従業員（被扶養者）の勤務先の両方で手続きが発生します。



扶養者の勤務先での手続き

配偶者を扶養から外す手続きが必要になります。

- 「健康保険被扶養者（異動）届」に所定の事項を記入します。
- 扶養から外れる人の健康保険証（被保険者証）を回収し、上記届とともに管轄の年金事務所（または健康保険組合）に提出します。
- 提出期限は事由発生日から5日以内です。

従業員（被扶養者）の勤務先での手続き

健康保険と厚生年金保険の加入手続きを行います。

- 「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」を管轄の年金事務所（または健康保険組合）に提出します。
- 提出期限は事由発生日から5日以内です。